

がんと働く悩み Q&A 第10回

質問 治療費のために親の年金や貯金を使わせてもらっています。不安と罪悪感でいっぱいなのですが…。

どうぞ自身を責めないでください。今は、ご家族への感謝を伝えること、前向きに療養することが、一番大切だと思います。

体調が安定した時に、恩返しをする機会がきっとあります。
(国立がん研究センター がん情報サービス 「がんと仕事のQ&Aがんサバイバーの就労体験に学ぶ 第3版」より)

「がんと仕事のQ&Aがんサバイバーの就労体験に学ぶ 第3版」は、こちらからダウンロードできます。とても役に立ちますのでぜひご覧になってください。



★ こんな記事を見つけました ★

働き続けたいがん患者 医療・職場の情報共有で支える

★1 「働く私」を主治医に理解してもらうには
—— 主治医に仕事のことを相談しても大丈夫ということですね。



もちろんです。病状や治療について、ご自分が仕事をする上で心配事があったら、遠慮なく医療者に聞いていただきたいです。治療で起こる副作用には個人差がありますが、ある程度は予想できますから。

例えば、トイレが近くなるのなら、「通勤で1時間電車に乗るけれど大丈夫でしょうか」など、自分の仕事への影響を理解するために主治医に聞いてみる。抗がん剤治療をするのに休職するか迷うのであれば、外来治療で乗り切れる人がどのくらいいるのか、聞いてみる。1クールやってみて副作用の出方を見てから休職を考えたらどうかとアドバイスされ、思ったほどつらくなかったので結果的に入院しなかった患者さんもいます。

医師に質問しにくかったら、看護師や薬剤師など、いろいろな医療者をつかまえて遠慮なく聞いてみてください。みんな忙しく見えますが、どんな医療者も患者さんの役に立ちたいと思っています。病院で働く多職種の医療者が、それぞれの技量を生かして患者さんの仕事の支援をしていけるよう、医療現場も一層取り組まねばなりません。

★2 働く意欲、能力のある人を辞めさせたくない
—— 患者としては、配慮してほしいことを職場に伝えた後、勤務時間などを柔軟に対応してもらえるのが理想です。

状況が分かれば、職場も対応が考えやすくなります。もちろん、会社には就業規則がありますから、そこからあまりに逸脱した対応は周囲の理解が得られないでしょう。また、労働者は事業主と労働契約を交わし、仕事の対価としてお給料をもらいます。契約上求められた仕事をどうしても長期的に全うできず、配置転換先もないときには、残念ながら雇用継続が難しいこともあるかもしれません。

ただ、患者さん本人が、医療者のサポートも得ながらご自分の希望や病状をよく説明することで、そして職場側も本人の話をよく聞くことで、対応のアイデアが出てきやすくなると思います。

私としては働く意欲、働く能力のある人が、がんになったというだけで、個別の事情を聞かずに辞めさせられることだけは阻止したい。そう思って研究しています。



(日経Gooday 2019年9月12日・13日掲載 ライター福島恵美氏による国立がん情報センターがん対策情報センターがんサバイバーシップ支援部部長高橋都先生とのインタビュー記事より抜粋)

※ 編集後記 ※

暖冬とはいえ一年で一番寒い季節です。確定申告をして懐(ふところ)だけは少しでも暖かくと
思って「税理士 きみしくん」による医療費控除の特集をしてみました。

患者さんにとって収入を増やすことと同じくらい支出を減らすことも大切です。治療費で悩む患者さんにとっては、払い過ぎた税金を戻してもらえるチャンスです。

難しそうだから無理。などと思わないで確定申告にトライしてみましょう。

寄付をありがとうございました。

三輪公二様
藤田久子様
秋山理恵様
櫻井雅代様
赤羽和久様
中村厚志様

ご質問・ご感想など、どんなことでも構いません。あなたのご意見お待ちしております。

がん患者さんの就労支援

インディペンデント

とよた市民活動団体登録番号 A17002

公式ホームページ&SNS もご覧ください

ホームページから SNS にジャンプできます▼

(代表) 天野 初音 (社会保険労務士)

〒473-0906 豊田市竹町谷間 120-1

FAX 0565-47-7866 independentworklife@gmail.com



インディペンデント通信

がん患者さんの自立・自律を「働く」ことを通じて支援する
社会保険労務士と専門家らで立ち上げた市民活動団体のお便りです。

第12号
2020.2

今すぐ聞きたい ~第5回~ 医療費控除のこと

医療費がたくさんかった場合、確定申告をすることで納めた税金が戻ってくる
ことがあります！ 医療費控除には、①医療費控除と②医療費控除の特例(セルフ
メディケーション税制)の2種類があります。どちらか一方の控除しか
できません。知っていたら心強い内容ですので今号も特集いたします。

Q1. 医療費控除を受けられる人とその範囲は？

① 所得税を支払っている人が対象で、生計を一(いつ)にする
家族の分を含むことができます。

Q2. どうしたら控除を受けられ、いつの医療費を控除してくれますか？

① 前年の1月1日から12月31日の医療費について確定申告をします。

Q3. 医療費をいくら支払ったら控除できますか？

① 1年間で10万円を超えて医療費を支払った場合。
(所得金額により変わります)

Q4. 控除の計算方法および還付額の計算方法は？

① 1年間の医療費合計から保険金などの補填金(ほてんきん)と10万円を
差し引いた額(所得金額によって変わります。)

Q5. 対象になる医療費とは？

① 治療費、入院費 など規定があります。



税理士
きみしくん



Q1 医療費控除を受けられる人とその範囲は？

① 所得税を支払っている人(本人)と本人と生計を一にする(※1)
配偶者(※2)やその他の親族(※3)をいいます。

(※1) 生計を一にする = 日常生活の資(もと)を共にすること
共働きであっても生活費(食費や光熱費)を共有している場合や単身
赴任や大学進学で別居していても生活費などを送金している場合でも
大丈夫です。また所得税や社会保険の扶養家族でなくても大丈夫です。

(※2) 配偶者(はいぐうしゃ) = 婚姻関係にある相手方のことです
(男性の配偶者を夫、女性の配偶者を妻といえます)

(※3) その他の親族 = 一般的には6親等内の血族及び3親等内の姻族

家族で一番収入の多い人が医療費控除の申告をするとき、収入の多い共働きの人か、収入の多い一人暮らしの人か、収入の多いね。

Q2 どうしたら控除を受けられ、いつの医療費を控除してくれますか？

① 前年の1月1日から12月31日の医療費について確定申告をします。
確定申告をしなければ、医療費控除は受けられません。



今月のがん標語

まめはな 節分や祈りを胸に豆放つ (名古屋市Jさん) 皆様からの標語をお待ちしています。

Q3. 医療費をいくら支払ったら控除できますか？

① 1年間で10万円を超えて医療費を支払った場合控除できます。

ただし総所得金額等が200万円未満の方は、医療費を総所得金額等の5%を超えて支払った場合に控除できます。

(計算例) 総所得が150万円の方・・・
 総所得 150万円×5%=75,000円 医療費を75,000円を超えて支払っていれば控除できます。

Q4. 医療費控除の計算方法と、おおよその還付額の計算は？

① 医療費控除の金額は、次の式(あ)で計算した金額(1.最高額は200万円)です。

(あ)計算式 → 実際に支払った医療費の合計額 - (※1)の金額 - (※2)の金額

- (※1) 保険金などで補てんされる金額
 生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など
- (※2) その年の総所得金額等が200万円以上の方・・・10万円
 その年の総所得金額等が200万円未満の方・・・総所得金額等の5%の金額

② おおよその還付額 = 医療費控除の額 × 所得税率

(例) 40万円の医療費を支払い、8万円の保険金の補てんをされた場合(たとえば所得税率5%の方)
医療費控除の額の計算
 = 実際に支払った医療費の合計額 40万円 - (※1) 保険金などで補てんされる金額 - (※2) 10万円
 = 40万円 - (※1) 8万円 - (※2) 10万円 = 22万円
おおよその還付額 = 22万円 × 5% (所得税率) = 11,000円

Q5 対象になる医療費とは？

治療費・薬代	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師に払った治療費 × 予防接種 × 人間ドック・健康診断 × 美容整形 × 転地療養の費用 ○ 歯科医師に払った治療費 × 美容のための歯列矯正 ○ 医薬品代、治療のための漢方薬 × 病気予防や健康増進のためのビタミン剤や健康ドリンク ○ 治療のためのあんま・マッサージなど × 疲れを取るためのマッサージ ○ 病気などで病院に運ばれた場合の費用
通院・入院	<ul style="list-style-type: none"> ○ 治療に必要な差額ベッド代 ○ 保健師・看護師などによる療養上の世話をしてもらった時の代金 ○ 入院の部屋代 ○ 入院中の食事代 × 入院中の出前や外食
交通費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通院のための電車バスの交通費 ○ 公共の交通機関が使えない場合のタクシー代 × 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場代
器具など	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義手義足松葉杖などの医療器具代 ○ ストマ用装具(医師の証明必要) × 体温計・血圧計の購入費用 × 通常の眼鏡・コンタクトレンズ

○...対象になります

×...対象になりません

医療費控除の対象になる医療費の範囲は、とても広いです。勝手に解釈しないで、国税庁のホームページで確認したり、税務署や税理士さんに問い合わせしてくださいね。

詳しくはこちら→



今すぐ聞きたい～医療費控除 特集 プラス!

2. 医療費控除の特例 セルフメディケーション税制

医療費控除でセルフメディケーション税制というのを聞きました。それは何ですか？

この特例は、健康になるように取り組んだ人が支払った費用について控除が受けられるものだよ。



健康増進や予防のための取り組み(※3)をした方で、さらにOTC医薬品(※4)を購入し、その費用が12,000円を超える場合、医療費控除を受けることができます。それが、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)です。

(※3) 1月から12月の1年間に 次のいずれかの健康増進や予防のための取り組み をした方



さらに

- ・ 特定健康診査(いわゆるメタボ健診)
- ・ 予防接種
- ・ 定期健康診断
- ・ 健康診査
- ・ がん健診

この取り組み(※3)のために支払った費用は、セルフメディケーション税制による医療費控除の対象とはなりません。領収書または結果通知表は確定申告に必要です。

(※4) OTC医薬品を12,000円以上購入した場合
 OTC医薬品はドラッグストアや薬局で購入できます。



目印として対象医薬品のパッケージにこのマークが掲載されています。

購入時に発行されるレシートに★などの印がついています。



セルフメディケーション税制による医療費控除の計算方法とおおよその還付金額の計算は？

① 医療費控除の金額は、次の式(い)で計算した金額です。(2. 医療費控除の最高額は88,000円です。)

(い)計算式 → OTC医薬品の合計額 - 12,000円

② おおよその還付額 = 医療費控除の額 × 所得税率

(例) OTC医薬品を5万円購入した場合(たとえば所得税率5%の方)
医療費控除の額の計算
 = OTC医薬品の合計額 50,000円 - 12,000円 = 38,000円
おおよその還付額 = 38,000 × 5% (所得税率) = 7,600円



医療費控除の対象になる医療費の範囲は、とても広いです。勝手に解釈しないで、国税庁のホームページで確認したり、税務署や税理士さんに問い合わせしてくださいね。



確定申告の期間は、令和2年2月17日(月)から3月16日(月)までです。詳しい手続きの方法などは、国税庁のHPで確認したらいいんだよね。

ちょっとでもお金が戻ってくるなんて嬉しい！インディも確定申告やってみよう！

あなたもインディペンデントの仲間になりませんか？
 がん患者さんの就労支援 インディペンデントは
 会員を募集しています。

インディペンデント通信は、協賛広告を入れずに無料で配布していますが、あなたにお届けするための送料と印刷代が必要です。賛助会費やご寄付は大歓迎です！